

第2回 釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会

日 時 平成16年8月24日(火) 午後1時30分から

場 所 釧路市交流プラザさいわい 3階 大ホール

出席者(12名)

委員長	荒	城	健	一
副委員長	七	里	信	三
委員	高	橋	宏	政
	木	村	芳	人
	鎌	田	敏	夫
	小	林	正	昭
	田	村	定	治
	細	谷	照	雄
	工	藤	キク	エ
	橋	本	朝	由
	山	田	忠	孝
	東		利	勝

1 . 開会

荒城議長： 皆様ご苦労様でございます。本日はお忙しい中、出席をいただき誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より「釧路地域4市町合併協議会第2回健康福祉小委員会」を開催させていただきます。規定に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。

会議の開催に当たりましては、小委員会設置規程第6条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席が必要となっておりますが、本日は、総数12名のうち12名の出席をいただいておりますので、定足数を超過しておりますので会議は成立しております。また、本日の会議時間につきましては、概ね2時間程度を予定しています。続きまして、小委員会設置規程第7条の規定により会議録署名委員を指名させていただきます。阿寒町の小林正昭委員、音別町の東利勝委員の2名を指名いたしますのでよろしくお願いたします。

なお、本小委員会につきましては議事録を作成するため、発言を録音させていただきます。事務局員からマイクを受け取りましたら、市町名とお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

2 . 協議事項

荒城議長： それでは、早速議事に入りたいと思いますが、はじめに協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」事務局より説明願います。

事務局： それでは、協議事項の説明の前にお配りしております資料について確認させていただきます。事前に配布させていただきました「健康福祉小委員会第2回会議資料」、「別紙2 調整方針修正案」さらに本日配布させていただきました「別紙1 調整方針修正及び協定書整理状況一覧表」でございます。資料に不足がなければ協議事項の説明に入らせていただきます。

会議資料2ページの協議事項の(1)「未提案項目」につきましては、「別紙2 調整方針修正案」の1ページ、通番1から説明させていただきます。なお、提案につきましては、2回に分けて説明させていただきますことをご了承いただきたいと思っております。第1区分といたしまして、1ページの通番1から3ページの通番13まで、第2区分といたしまして、4ページの通番14から最終7ページの通番32までとさせていただきます。また、前回の小委員会におきましてご説明いたしましたとおり、4市町協議欄におきまして「同左」とご提案いたしました項目につきましては、6市町村協議でご承認いただいた「調整方針案」が、4市町合併協議会の調整方針としましても、同様の内容としてご提案できるものとして表記させていただきましたので、以下、説明を省略させていただきます。

(下記の変更のあった項目について事務局から説明)

通番4 【17-03-06-06】「重度心身障害児介護見舞金」

- 通番 5 【17 - 03 - 06 - 07】「重度心身障害者医療助成」
- 通番 6 【17 - 03 - 06 - 09】「その他の障害児（者）手当て・医療」
- 通番 9 【17 - 04 - 05 - 06】「高齢者バス利用助成」
- 通番 10 【17 - 04 - 05 - 09】「老人入浴費助成」
- 通番 11 【17 - 04 - 08 - 06】「介護認定審査会」

荒城議長： ただ今説明のあった通番 1 から通番 13 までのご質問をお受けいたします。

鎌田委員： 6市町村時にも同じ発言をさせていただきましたが、通番 9「高齢者バス利用助成」の件でございます。現在、釧路市だけがこのバス券の助成を行っておりますが、釧路市におきまして従来 70 歳以上の高齢者を対象にして参りましたけれども、高齢化が進んだことや財政上の圧迫もあって平成 13 年度からは段階的に年齢を引き上げていき、平成 21 年以降は 75 歳以上を対象にしようということに推移しているところでございます。これは「生きがい対策事業」として外出機会を促進することが目的であるとうたっておりますが、それに加えて民間バス事業への助成目的も若干あると聞いております。支給対象を今の 75 歳以上としているものを 70 歳に戻す提案でございますが、この提案は結構かと思いますが、本人が非課税であるということが問題であるのではないのでしょうか。この非課税の人数はどれ位いるのか前回もお尋ねしましたが、前回のお話では約 6 割と聞いたように記憶しております。そうしますと 4 割の人しか支給対象になりません。この「生きがい対策事業」が外出機会の促進という目的を持つものであるのなら、課税対象者も非課税対象者も関係ないのではないかと思います。要するに同じレベルの対象者皆が恩恵を受けることができるのがあるべき姿だと思います。単に財政上の問題からこういう数字をあげたということであれば、関係部門とよく話し合いをして本事業は将来的に廃止にした方が良いという気がするわけでございます。75 歳に推移している現状がある中で、70 歳に戻して本人を非課税にした場合、財政面でどういう変化があるのかを試算したものがあれば教えていただきたいと思っております。

もう 1 点は、福祉バスにつきましても今回、市の方から一部料金を負担する方向で提案を受けている状況でございます。そのことから、このバス事業につきましても、色々問題はありますがとは思いますが、ここで合併時に即この方向に持っていくのは問題があるのではないかと思います。この目的にそぐわない感じがしますがその辺のご説明を願います。

事務局： バス事業助成の件では 70 歳以上にした場合、釧路市側から見ますと年齢が平成 21 年までに 75 歳まで引き上がるのが、70 歳まで下がって対象になる時に、非課税の条件が当てはまった場合の影響試算額はいくらかというご指摘でございました。今部会ともお話ししておりましたが、具体的な影響試算額はまだ計算していないのが現状でございます。鎌田委員からご指摘がありましたように 6 市町村時には約 6 割の方が対象から外れるということでございます。

した。その6市町村の協議の際に同じように部会の中でも計算してみたようですが、実際のところは4割よりも多い方々が、この70歳以上の非課税世帯というところで対象者として出てきたということがありました。これは小委員会での整理とその後の再整理の中で明らかになったところの違いがそのように出てきたことが分かりました。したがって対象年齢を70歳に引き下げ、なおかつ非課税世帯を対象とする釧路市の場合には、従前対象となっていた方の約5割の方々がこの助成を受けられるだろうと聞いておりました。ただ具体的な試算額につきましては部会ではまだ計算していませんので、その辺のご了解をいただきたいと思います。委員の皆様方にぜひご議論していただきたい点は、合併した時の制度としてどのようなあり方が望ましいのかということでございます。そういう意味で従前からの対象者はどの程度の人数を含めたものになるのかという点では、例えば釧路市では75歳になった時の影響と新市になった時に70歳以上の非課税世帯を対象とした場合の違いというものを考えていく必要があると思っております。ただ具体的な数字は今出ておりませんのでその辺はお詫びをしたいと思います。

鎌田委員：一応話しはお聞きしましたが、私が聞きたいところは要するに課税者と非課税者をなぜ区別するのかということであり、これが先ほど言いましたように、ただ財政的な問題からこういう話が出たのであれば全体的に考え直した方が良いのではないかとことです。課税対象者は「生きがい対策」での外出機会の促進ということから全く外されてしまうといった感じを受けてまいります。その辺はどのようにお考えでしょうか。

それから、もちろんこの後の通番10では「入浴券」の項目が出てくるわけですが、これはバス券と入浴券のどちらかを選択するということだと思っておりますが、当然入浴につきましても現在対象となっている方が本人非課税ということになると、何割かの方は対象から外されることとなります。その辺のところも含めてこの問題につきましては、合併時にすぐ調整するというのではなく、もう少し経過措置をおいて検討すべきではないかと思っております。また今後の小委員会でもっと具体的に意見が出されればまとめていただきたいと思っております。

事務局：私どもとしては部会とも協議してこの件をまとめて参りましたが、最終的には新市になった時の制度として残すべきものは残す必要があり、その際、財政上の理由で年齢や所得制限の関係を設けないと言いますと、これは嘘になります。ある程度の財政上のことも考慮しながら整理してきたと考えてございます。その時に前段にも申し上げましたように、4市町の制度としてバス利用と入浴助成につきましては、残せるものは残していきたい、そしてある程度対象から外れる方々がいらっしゃる結果を作ることにはなりますが、制度として残したいという立場でこの2つの項目を合わせ提案させていただいたところでございます。ぜひその辺でのご了承、もしくはご審議をいただければと思います。

荒城議長： 結果的には今までの制度としての部分を残しておきながら、今後新市になった場合に例えば上乘せ・横出し（注：自治体の負担を増やしたり対象者を増やしたりすること）という部分に関しては首長の裁量権や政治的な判断によって論議されるべきであろうということで、この小委員会ではその部分については検討しないということでありましたので、現実問題として残せるものは残していくという方向の検討でよろしいでしょうか。

鎌田委員： はい、分かりました。

荒城議長： 次に何かございませんか。

細谷委員： 通番9「高齢者バス利用助成」ですが、6市町村の場合につきましては釧路町でガソリン補助制度があったのですが、4市町になった場合にはガソリン補助制度はなくなったと受け取っているところです。やはり地域性を考えた場合、例えば郡部のことを考えた場合にバスの便が少ないなど色々な事情がありますので、やはりガソリン補助制度につきましてもこの中に入れておいた方が良いのではないかと思います。どのように考えているのかお伺いします。

荒城議長： 新制度の部分につきましては先ほども言いましたとおり、例えば合併する1市3町においてはガソリンを支給する券のような制度はどの町にもなかったわけですね。6市町村の時は釧路町がその制度を実施していたから取り入れた訳ですが、これは逆に考えれば先ほどの鎌田委員の部分と同じく新しく新市になってから考える項目ではないかと思いますがいかがでしょうか。

健康福祉専門部会： 今回のガソリンの補助券についてでございますけれども、委員長がおっしゃったとおり現在の4市町の中ではこの制度がございません。制度のないものをここで専門部会として新たに提案するというにはならないと考えております。あくまでも新しい制度につきましては、首長の判断による政策的判断が伴うものと考えておりますので、専門部会としては削除させていただきました。

事務局： 併せてご説明させていただきます。健康福祉小委員会に限らず他の小委員会でも同様でございますが、似たようなご意見がございました。それにつきましては部会長からの説明、それから委員長の方で整理していただきご了解いただいている部分がございます。ただ、委員会としてより良い制度があつてそれを新市においてどのように考えていくかという点では、そのことは受け止めておく必要があるだろうと考えております。調整方針の内容としては先ほどございましたが、4市町の制度としてないものを取り込むということの文言整理はこれまで行っていなかったものですから、その点、ご了解をい

ただきながら、先ほどお話ししましたように小委員会の意見が新市の中で反映されていくように整理して参りたいと考えております。また議事録等にご発言が残りますので、新市発足に当たっての要望という意味合いで受け止めていくことは可能かと思っておりますので、ご了解いただければと思います。

荒城議長： 要望という形の中で今まで制度がない部分もここで発言出来るということでしょうか。そうなりますと取りまとめが非常に複雑になってくると思います。あくまでもこの小委員会は合併する市町にあった制度を調整していくということですので、そのようなこととなりますと今後要望がたくさん出てくるとは思いますがいかがでしょうか。

事務局： 基本的に調整方針をどのように調整していくのかといったことを1番に考えていただきたいと思っております。今、細谷委員から発言があったことを踏まえまして、事務局で議事録に残るという形での説明をさせていただいたところですが、そのようなご意見をこの場で積極的にご議論していただきたいという趣旨ではありませんので、ご了解いただきたいと思っております。

荒城議長： 分かりました。その他ございませんか。

橋本委員： 通番8「老人クラブ活動支援」につきましてお聞きしたいと思っております。年度替わりで合併されると問題はないと思っておりますが、来年の10月で合併するという視点に立ちますと私も苦しい立場にありますのでどのようにすると良いのか分からずにお聞きするわけですが、老人クラブの関係で、例えば釧路市には釧路市老人クラブ連合会、釧路管内には釧路管内老人クラブ連合会があります。これらの団体は色々な支援を受け、あるいは助成を受けながら活動しているわけですが、新年度は当然合併に関係あるでしようが、新しい年度の事業計画を出してから進めていかななくてはなりません。そこで白糠町は釧路市の老人クラブ連合会に加入しなければならないという取り運びになるのではないかと思います。そうした場合の年度途中には色々と事務作業が出てくるのではないかと思います。そういう場合、10月から新しい組織として出発する方向になるのでしょうか。例えば関係するいくつかの団体に具体的な手続を示して組織を合併するという事で進められていくのでしょうか。あるいは該当する組織が任意に関係する団体と話し合っ決めていくこととなるのかその辺りをお聞きしたいと思っております。

事務局： 補助金の取扱いに関するご質問かと思っております。合併期日が平成17年10月11日ということが新市建設構想小委員会で決まりました。と言うことは17年4月の予算につきましては、どうなるかということがまず問題になるわけですが、それは当初予算として通常の4市町がそれぞれ予算組みをすることになります。したがって、老人クラブに限らず補助を受けている他の団体への予算措置につきましては、通常どおりになるものと考えております。

次に10月11日以降の予算はどうなるのかということですが、それは新市として予算組みをするということになります。平成17年3月31日までの予算組み、それから平成18年4月以降の予算組みという流れになってきます。その時にそれぞれの団体がどのように変わってくるのかがポイントになってくると思いますが、私どもといたしましては、任意の団体に対しましては強制的に合併すべきということは考えておりません。あくまでも任意団体として団体間で協議して進めていただくこととなります。私の認識が間違っていればご指摘を受けたいと思いますが、老人クラブ連合会につきましては強制加入ではないとお聞きしておりました。そうしますと新市になった時に白糠地区の老人クラブ、音別地区の老人クラブ、阿寒地区の老人クラブの団体が釧路市に入るのか、それともそのまま継続して一定の時期に加入するかしないということになるかと思えます。その時にそれぞれの団体に対する補助制度をどのように残していくかのということが話題になりますから、そういう意味で経過措置1年程度を目安としてその団体での協議をお願いすることになるかと思えます。

荒城議長： 関連でお聞きしますが、各自治体の17年度の予算で色々な補助があると思いますが、これは10月までの予算を組むということになるのでしょうか。

事務局： 予算の関係でございますが、各市町では17年度におきましては1年予算を組んでいただくこととなります。自治体自体が10月10日で消滅しますのでそこでいったん打ち切ってしまう形になります。

荒城議長： 分かりました。その他ございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： それでは引き続き第2区分の説明をお願いします。

(下記の変更のあった項目について事務局から説明)

- 通番14 【17-05-06-01】「出産祝金」
- 通番15 【17-05-06-04】「医療費助成(拡大分)」
- 通番16 【17-06-02-04】「その他の母(父)子福祉」
- 通番17 【17-06-03-03】「母子家庭等医療助成」
- 通番18 【17-10-01-01】「平和記念」
- 通番22 【17-11-02-02】「社会福祉協議会委託」
- 通番24 【19-03-02-02】「乳幼児健康診査」
- 通番25 【19-03-02-03】「母子保健指導」
- 通番26 【19-03-02-04】「育児相談」
- 通番27 【19-03-02-05】「母子健康教室」
- 通番28 【19-03-02-06】「貧血・風疹抗体検査」

- 通番 29 【19 - 03 - 02 - 07】「その他の母子手帳」
- 通番 30 【19 - 03 - 03 - 13】「健康管理システム」
- 通番 31 【19 - 03 - 03 - 14】「健康度評価事業」
- 通番 32 【19 - 03 - 03 - 15】「人工透析患者通院交通費助成」

荒城議長： 通番 4 から通番 32 までのご質問をお受けします。

工藤委員： 通番 28 「貧血・風疹抗体検査」ですが、6 市町村時には貧血・風疹抗体検査が含まれているというお話しでした。年 2 回、妊婦を対象とした健康診査では貧血検査が対象になっていますが、それに含まれていない風疹抗体検査が新市になった場合、妊婦を対象とする検査として取り入れられる可能性はあるのでしょうか。

健康福祉専門部会： 妊婦一般健康診査でございますが、これは昔保健所が行っておりました事業を市町村が引き継いだ事業であり、検査内容が決まっております。その中で貧血検査が入っているということでございます。風疹抗体検査でございますけれども、これはあくまでも調整対象である妊婦健康診査の中に入っていないということでありまして、現実には受診した医療機関で任意で実施していますが、ここで風疹抗体検査を実施すると記載しますと助成対象となってしまいますので、現在、風疹抗体検査は助成対象になっていない旨の表現をさせていただきます。皆さんは任意で風疹抗体検査を医療機関で受けているというのが実態でございます。今後ここにつきましては見直されると変わっていくと思いますが、現在のところはそのような予定はないということで、現状の妊婦健康診査の項目で実施されていくものと考えております。

工藤委員： 分かりました。

荒城議長： その他にございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： それでは、全体を通して何かございませんか。

(「ありません。」の声)

荒城議長： ただ今、提案された協議事項(1)「調整方針修正案の検討について」について、協議を終了したいと思います。ここまで提案された内容について了承するという事によろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

荒城議長： それでは、協議事項（１）「調整方針修正案について」は了承されました。

３．次回小委員会の開催について

荒城議長： 以上で協議事項については終了いたしました。続きまして、会議次第２「次回開催日程について」事務局から説明願います。

事務局： 同じく２ページをお開きください。第３回健康福祉小委員会の開催でございますが、第３回目は９月３０日木曜日の１３時３０分から、会場を釧路市観光国際交流センターにて開催を予定しております。多忙な時期ではございますが、委員皆様のご出席をいただきたいと思います。

荒城議長： ただ今、事務局から９月３０日木曜日の１３時３０分、会場を釧路市観光国際交流センターにて開催することの説明がありました。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声）

荒城議長： それでは、会議次第３「その他」となりますが、事務局から何かありますか。

事務局： ございません

荒城議長： それでは、委員の皆さんから何かございますか。

（「ありません。」の声）

４．閉会

荒城議長： それでは、以上で予定されておりました協議事項につきましてすべて終了いたしましたので、第２回健康福祉小委員会を終了させていただきます。皆様、大変ご苦労様でした。

（閉会 午後２時１６分）

釧路地域4市町合併協議会小委員会設置規程第7条において準用する釧路地域4市町合併協議会会議運営規程第12条第2項の規定によりここに署名する。

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員長（議長） 荒城 健一

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員 小林 正昭

釧路地域4市町合併協議会健康福祉小委員会 委員 東 利勝